○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一〜九 (略) (略)	第一種特定化学物質	(第一種特定化学物質) (第一種特定化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「1000000000000000000000000000000000000	改正案
	品	学物質は、次に掲する法律(以下「 制表の下欄により代替するとが で輸入することが で輸入することが で輸入することが で輸入することが で輸入することが	
一~九 (略)	第一種特定化学物質	(第一種特定化学物質) 第一条 化学物質の審査及 第一条 化学物質とする。 げる化学物質とする。 一~十五 (略) 「第一種特定化学物質が できない製品) に掲げる第一種特定化学物質が ることが困難であり、かることが困難であり、かることが困難であり、かることが困難であり、かることする。	19
(略)	製	(第一種特定化学物質) (第一種特定化学物質) (第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することが活化学物質とする。 一〜十五 (略) (第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することがに掲げる第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品) (第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することがの表の上欄できない製品) (第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することがの表の上欄できない製品) とする。	現 行
	品	と に学物質は、次に掲 に学物質は、次に掲 に動入することが の製品により代替す の製品により代替す の製品により代替す の製品により代替す	

	 十 	フレーム七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡の六 照明カバー	本の部品(金属製のものを除く。	リ 四 ゾ 二 ニ ー リ °
				(新規)
				(新規)